

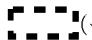

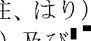
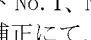
内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-21013
 令和3年4月26日
 原子燃料工業株式会社
 熊取事業所

熊取事業所第4次設工認（4回目補正） コメント対応、5回目補正への対応整理表（R3/4/26）

○4月16日コメント

第4次設工認（第4回補正）に係る事実確認事項（個別事項）

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	（5回目補正）補正箇所	水平展開（有無、箇所）
10-1	○モニタリングポスト No. 1、No. 2 (P660)、放射線監視盤 (P662) 耐震評価結果 (P1278) にはアンカーボルトの検定比（極めて小）が示されているが、機器の取付ボルトは本計算結果に包絡されるのか。機器の取付ボルトを架台のアンカーボルトで代表する場合は、その考え方を整理して説明すること。	アンカーボルトの検定比は機器の取付ボルトの計算結果を包絡するものとして記載しているものではない。設工認申請書 P1278 に示す「表 8 耐震計算結果 (4/4)」では、取付ボルトを含めた設備の部材に係る計算結果を、「検定比一部材」の欄に記載し、設備を床、壁、天井、基礎等に据え付けているアンカーボルトの計算結果を「検定比-アンカーボルト」の欄に記載している。 ここで、当該設備の取付ボルトの検定比は、  (モニタリングポスト No. 1、No. 2) 及び  (放射線監視盤) であり、設備の部材（柱、はり）の検定比、  (モニタリングポスト No. 1、No. 2) 及び  (放射線監視盤) に包絡される。補正にて、機器本体を架台上に固定する取付ボルトの検定比を耐震計算結果に記載する。	—	表 8 耐震計算結果 (4/4) (P1284)	機器本体を直接架台上に固定する設備が他にないことを確認した。
10-2	○下記設備・機器の図面について記載を明確にすること。 ・図ニ-14-1 (2) (P518) ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部ストップ 1 の取付ボルトは 1 箇所のみ記載されているが、他のストップも同様か。 ・図ニ-14-2 (P520) ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部局所排気接続部（第 5 次申請）の取り合い点が不明。	・図ニ-14-1 (2) のガイド ストップ配置図で示しているストップ 1 の 2 箇所は、どちらも同じ径・本数の取付ボルトで設置している。①ストップ 1 拡大図では、ペレット保管容器がストップ 1 に接触している状態を表現するため、接触している方のストップ 1 のみに着目して引出線で示している。補正にて、もう一方のストップ 1 についても取付ボルトの径・本数を記載する。 ・図ニ-14-2 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部で示している設備架台との接続部の根本が取り合い点である。接続部は二点鎖線で描き第 5 次申請の範囲であることを示していたが、図面上では小さく視認しにくいものであった。このため、補正にて、大きく描き二点鎖線であることを見やすくし、第 5 次申請の範囲であることを明確にする。	—	図ニ-14-1 (2) ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 (ストップ 1 拡大図) (P523) 図ニ-14-2 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部 (P525)	図ニ-2-1 (2) ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置上部 (ストップ 1 拡大図) (P477) 他設備の局所排気接続部は二点鎖線で表現されていることを確認した。

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(5回目補正) 補正箇所	水平展開(有無、箇所)
10-3	○外部からの衝撃による損傷の防止に関して、屋外に設置する設備・機器(モニタリングポスト)が損傷しても、安全機能を有する施設の安全性を損なわないことについて、事業変更許可申請書及びその説明箇所を示すこと。	<p>添付書類2 技術基準規則への適合状況の説明に、外部衝撃に対して安全機能を有する建物が閉じ込めの機能を損なわない設計とする基本方針を示す事業許可申請書の記載を引用し、これに対応して、屋外に設置する設備・機器が損傷しても安全機能を有する施設の安全性を損なわない説明を記載している。具体的には、以下に示す頁の記載が該当する。</p> <p>(竜巻)</p> <p>許可記載：設工認申請書 P1048 枠(記載 No. 9-3) 内上から 14～16 行目</p> <p>説明 P1049 枠(記載 No. 9-3) 下</p> <p>(火山活動(降下火砕物))</p> <p>許可記載：設工認申請書 P1053 枠(記載 No. 9-20) 内下から 6 行目</p> <p>説明 P1054 枠(記載 No. 9-20) 下</p> <p>(森林火災、近隣工場等の火災・爆発)</p> <p>許可記載：－(※)</p> <p>説明 P1060 枠(記載 No. 9-41) 下</p> <p>(交通事故(自動車))</p> <p>許可記載：設工認申請書 P1062 枠(記載 No. 9-46) 内上から 5～6 行目</p> <p>説明 P1063 枠(記載 No. 9-46) 下</p> <p>※森林火災、近隣工場等の火災・爆発に対する基本方針について、添付書類2に外部衝撃に対して建物が閉じ込めの機能を損なわない設計とする基本方針を直接的に示す許可の記載の引用が不足していたため、補正申請にて、該当する許可の記載を引用する。</p>	—	技術基準規則への適合状況の説明(P1062、P1064)	本項目以外に事業変更許可申請書との整合性の説明に必要な記載の引用が不足している項目がないことを確認した。
10-4	○外部からの衝撃による損傷の防止(交通事故(自動車))について、F3 竜巻の設計で対応できると第2加工棟の仕様書の注釈(8)に記載しているが、評価としては飛来物で損傷する結果となっているので、F3 竜巻の設計で対応できるとしている考え方について説明すること。	<p>交通事故の検討が不要である理由を注釈(8)に記載しており、F3 竜巻での最大飛来物である路線バスに耐える、と記載しており、一方、基本方針書においては、2階以上で損傷あり(P1287)としておりますが、この差異について以下理由を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の想定は、町道との位置関係、また竜巻のように吹き上がることを考慮していないことから、第2加工棟の西面、南面は1階及び2階、東面は1階のみ。 ・第2加工棟の西面、南面の1階及び2階、東面は1階は、路線バスには耐える構造。(P1290-P1291) <p>これらの説明が不十分であることから、本文仕様書注釈、技術基準適合の記載を見直すこととする。</p>	—	表ハ-2-1 第2加工棟仕様(P39) 技術基準規則への適合状況の説明(P1070)	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	(5回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
10-5	○外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)に関して、建物・構築物の屋根、壁及び鉄扉等の局部評価を行った結果について付属書類4の基本方針書に記載されているが、本評価は、単位面積当たりの短期許容荷重がF1竜巻荷重を上回る設計であるかについて評価した結果であるとの解釈で問題ないか。本件について申請書における説明箇所を示すこと。	P.23 表ハ-2-1の竜巻の欄に「第2加工棟のF1竜巻に対する安全機能を有する部位(以下「F1竜巻防護境界」という。)の壁、屋根は、F1竜巻の荷重に耐える」、「F1竜巻防護境界の扉はF1竜巻対策扉とする。」に加えて、同表の変更内容欄の②に記載の「F1竜巻による風荷重に耐える強度を有した扉(以下「F1竜巻対策扉という。）」と記載している。 上記の「耐える」については、付属書類4の基本方針書において検定比(F1竜巻荷重の短期許容荷重に対する比)として記載しており、検定比が1.0を下回る場合は、「短期許容荷重がF1竜巻荷重を上回る」と同義となる。 上記の説明が不足しているため、補正で仕様表及び基本方針書に説明を追記する。	—	表ハ-2-1 第2加工棟仕様(竜巻)(P23) 付属書類4 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止に関する基本方針書(P1286)	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。
10-6	○火災区域貫通部の説明(仕様表、技術基準規則への適合状況の説明)で、火災区域間の延焼を防止するため、貫通部の処理について説明されているが、貫通部については火災区域間だけではなく、火災区域と火災区域外の区域との貫通部もあり、それらについても処理を実施するという解釈で良いか。記載としては「火災区域外への延焼を防止するため」が適切ではないか。	第1種管理区域の境界は閉じ込めの安全機能を有しているため、第1種管理区域の火災区域については、火災区域間だけではなく、屋外との境界(外壁の貫通部)についても同様に貫通部の処理を行う。 火災区域間の延焼を防止するため、との説明を、火災区域において火災が発生した場合に、当該火災区域外への延焼を防止するため、との説明に修正し補正する。	—	表ハ-2-1 第2加工棟仕様(P32) 第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法(P368) 技術基準規則への適合状況の説明(P1095)	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。
10-7	○表ハ-2-1第2加工棟の仕様表の外部からの衝撃による損傷の防止(極低温(凍結))の記載で、消火栓配管は本申請で適合性確認する範囲の様に読み取ったが、別表ハ-2-1-10からは次回以降申請で適合性確認をするものと整理されていて、分かりにくい。色分けした仕様表でなければ分かりにくい。 また、P1052の技術基準説明への適合状況の説明において、屋外消火栓配管のうち地上露出部に断熱材を設置すると説明があるが、次回以降の申請とする整理ではないのか。	消火栓配管は消火栓を構成する一部である。消火栓(消火栓配管を含む。)は、次回以降の申請で適合性確認をすることとしている。 配管の極低温対策として、地上露出部に対する断熱材による被覆、地中埋設の2つの方法がある。今回申請の第2加工棟に係る消火栓は屋内消火栓であり、屋内消火栓には地中埋設部分はなく、極低温対策は一部屋外に設置されている配管の地上露出部に対する断熱材による被覆のみである。 P1052の記載は、第5次設工認で申請する設計を記載しており、その後述に記載のとおり、次回以降(第5次)の申請としている。 屋外消火栓配管の記載箇所を修正し、次回以降の申請であることを明確にして補正する。	—	表ハ-2-1 第2加工棟仕様(P25) 別表ハ-2-1-10 第2加工棟仕様(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)(P53) 技術基準規則への適合状況の説明(P1058)	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(5回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
10-8	<p>○第2加工棟 仕様表の作成方針について (面談資料を用いた確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2加工棟の仕様表に記載する付属の設備・機器と、第2加工棟の仕様表に記載がない設計取り合いとなり別途仕様表を作成する設備・機器について、その考え方を説明してください。 今回申請対象としている第2加工棟及び付属の設備・機器の安全機能のうち、構造・強度に係る安全機能 (地盤・耐震、耐竜巻、火災等) を漏れなく申請しているか。 今回申請対象としている第2加工棟及び付属の設備・機器の安全機能のうち、機能・性能に係る安全機能の一部を次回以降申請するものについて、分割範囲を明確にしているか。 	<p>第2加工棟の仕様表の「建物・構築物名称又は設備・機器名称、機器名」欄に記載している設備・機器は、第2加工棟の建物に付属する設備・機器としている。第2加工棟に設置するが第2加工棟に付属ではない設備・機器 (10-9の例では{8045}緊急設備 防火ダンパー)、独立した設備・機器 (同{8001}非常用電源設備 No. 2)、別建屋設置の設備・機器 (同{8001}非常用電源設備 No. 1、{8008}通信連絡設備、所外通信連絡設備) については別仕様表を作成する。</p> <p>加工事業変更許可申請書に記載した設計は添付書類1に安全機能ごとに整理し、第4次申請では、位置・構造・強度に係る安全機能は次回以降申請することなく漏れ抜けがないように申請している。また、技術基準の要求事項に対する設計は技術基準の記載を逐条で確認し、添付書類2において適合性確認を説明し適合性結果を表にまとめて位置・構造・強度に係る安全機能は第4次申請で漏れ抜けがないように申請している。</p> <p>分割範囲を明確にしている。</p> <p>所内通信連絡設備 (スピーカ、アンプ) は、第4次申請で一部機能・性能 (第2加工棟内での放送確認)、次回以降の申請で残りの機能・性能 (事業所内建物間における相互の放送確認) の確認をすることとしている。この所内通信連絡設備 (スピーカ、アンプ) の記載については判り難いところがあるように思われるので、より記載を明確にして補正する。</p> <p>所内通信連絡設備 (PHS アンテナ、固定電話機) は、第4次申請で全て確認する。所内通信連絡設備 (PHS アンテナ、固定電話機) の機能・性能は、所内通信連絡設備 (電話交換機) に接続しており通話できる、ことで確認する。所内通信連絡設備 (電話交換機) は、次回以降の申請で確認する。</p> <p>非常用電源設備に接続する設備については、非常用電源設備に接続しており停電時に稼働できる、ことで機能・性能を確認する。非常用電源設備は、次回以降の申請で確認する。</p>	—	<p>表ハ-2-1 第2加工棟仕様 (P37)</p> <p>別表ハ-2-1-10 第2加工棟仕様 (次回以降の申請により適合性を確認する範囲) (P55)</p> <p>表ト-4-1 第5廃棄物貯蔵棟仕様 (P603)</p> <p>別表ト-4-1-3 第5廃棄物貯蔵棟仕様 (P607)</p> <p>図リ-2-1-9 所内通信連絡設備 (放送設備) 系統図 (P715)</p> <p>図リ-a-3 工事フロー (P727)</p> <p>図リ-b-2 工事フロー (P730)</p> <p>添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況 (P886~P888、P900、P901)</p> <p>添2別表1-1-1 設計番号に対する設計仕様及び工事の内容 (建物・構築物) (P974)</p> <p>技術基準規則への適合状況の説明 (P1138)</p>	<p>左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。</p>

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(5回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
10-9	<p>○第2加工棟 仕様表について</p> <p>・P19 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様「建物・構築物名称又は設備・機器名称、機器名」欄第2加工棟及び付属の設備・機器と設計取り合いとなる設備・機器を記載しているものと記載していないものがあるのはなぜか。({8045} 緊急設備 防火ダンパー、{8001} 非常用電源設備 No.1、No.2、{8008} 通信連絡設備、所外通信連絡設備など)</p> <p>・P28 火災による損傷防止：今回申請対象とした「発信機」について、設備・機器(管理番号を含む)どのように整理したのか説明すること。</p>	<p>第2加工棟の建物に付属する設備・機器について、この欄に記載している。第2加工棟に設置するが第2加工棟に付属ではない設備・機器(コメントの例では{8045}緊急設備 防火ダンパー)、独立した設備・機器(同{8001}非常用電源設備 No.2)、別建屋設置の設備・機器(同{8001}非常用電源設備 No.1、{8008}通信連絡設備、所外通信連絡設備)については記載していない。</p> <p><発信機></p> <p>発信機は、消防法令では自動火災報知設備の中で規定されており、熱感知器、煙感知器と横並びの機器になる。このことから発信機は、第2加工棟の{8009}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の一部として含めている。一部としていること及び消防法令に基づいて設置することを、仕様表の火災等による損傷の防止の項の[11.1-F2]に記載している。</p> <p>発信機からの信号は、熱感知器、煙感知機からの信号と同じく自動火災報知設備(受信機)で受信する。このことを、図では系統図に、人が発信機のスイッチを押して受信機が発報するという具体的な説明は技術基準規則への適合状況の説明に、記載している。</p>	—	—	<p>発信機</p> <p>技術基準規則への適合状況の説明(P1085、第5廃棄物貯蔵棟の火災感知設備)</p>

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(5回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
10-10	<p>○第2加工棟 火災区域の設計について ★P163 図ハ-2-1-1-37 第2加工棟 工事概要図 火災による損傷の防止(1階)： 今回の補正で、1階階段脇の壁(内壁 1-50)を火災区画から火災区画外の壁に設計変更しているが、第1種管理区域境界となる壁については、火災の発生を想定しても閉じ込めの機能を維持できるよう、火災区画として設計すること。2階から4階の階段脇の壁、及び第1種管理区域の境界となる2層式階段の床及び天井についても再確認すること。</p>	<p>当該壁の設計に変更はなく、第1種管理区域境界となる壁については、火災の発生を想定しても閉じ込めの機能を維持できるよう、火災区画として設計している。境界線の表現が適切となるように補正で修正する。また、同様に、2階から4階の階段脇の壁、及び第1種管理区域の境界となる2層式階段の床及び天井についても再確認し、図及び部位一覧表にて当該箇所を明確にする。</p>	—	<p>表ハ-2-1 第2加工棟 仕様 (P32) 図ハ-I-9 第2加工棟 部位位置図 1階スラブ～ 図ハ-I-15 第2加工棟 部位位置図 階段断面 図 (P102～P108) 図ハ-2-1-1-37 第2加工棟 工事概要図の (1階)～図ハ-2-1-1-41 (4階) 火災による 損傷の防止の火災区域・火災 区画境界 (P165～P169) 図ハ-2-1-4-1 第2加工棟 建具配置図 1 階～図ハ-2-1-4-5 第2加工棟 建具配置図 4 階 (P281～P285) 図ハ-2-1-5-8 第2加工棟 火災区域及び火 災区画 (P332) 添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全 機能 (P979～P1022) 付属書類8 火災等による 損傷の防止に関する基本方 針書 (P1319)</p>	<p>閉じ込めの機能及び溢水による損傷の防止の機能についても、階段部の部位が有する安全機能を明確化した。 図ハ-2-1-1-53 (2)第2加工棟 工事概要図(階段断面図) 溢水による損傷の防止 (P183) 図ハ-2-1-5-7 (2)第2加工棟 管理区域区分(階段断面図) (P331) 添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (43/44) (P1021)</p>
10-11	<p>○第2加工棟 火災区域の設計について ★P327 「図ハ-2-1-5-8 第2加工棟 火災区域及び火災区画」、P991 「添2表1-3-1 第2加工棟の各部位が有する安全機能」の表など、各部位に求められる安全機能を示した図表間に不整合が生じているので、全ての部位に求められる全ての安全機能について、不整合がないか再確認し、確認結果を説明すること。設計変更している部位については、関連箇所の変更も必要となるため、特に注意して再確認すること。</p>	10-10と同じ。	—	—	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(5回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
10-12	○工事の計画について P345 工事中の加工施設の継続使用の理由：第2加工棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備）の継続使用について、設計基準事故が発生した場合を想定して説明しているが、これらの設備は、設計基準事故以外の事象発生時にも使用するものであることから、その理由を修正すること。	第2加工棟の付属設備は、設計基準事故の発生の有無にかかわらず通常時に加工施設の維持管理のために使用するものであることから、設計基準事故が発生した場合のみに限定した記載を補正にて修正する。	—	5. 工事の方法(4)工事中の加工施設の継続使用の理由 (P350)	5. 工事の方法(4)加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由 (P636)
10-13	○【確認】P101 図ハ－Ⅰ－9：地下貯槽ピットのSP-2はなにか、求められる安全機能、構造・強度をどう示しているのか。	SP-2は、地下貯槽ピットの底面を増し打ちした部分が該当し、図ハ－2－1－3－51においてFS3よりも少し底上げしているコンクリート部分であるが、分かりにくいいため、補正にて当該部位を明記する。 また、添2表1－3－1において、「基礎ばり上面」と記載しているが、「基礎スラブ上面」が正しいため合わせて補正する。	—	図ハ－2－1－3－51 地下貯槽ピット 詳細図3 (P280) 添2表1－3－1 第2加工棟の各部位が有する安全機能 (42/44) (P1020)	SP-1、P1等についても同様に 図ハ－2－1－3－50 (1) 地下貯槽ピット 詳細図1 (P278) 図ハ－2－1－3－50 (2) 地下貯槽ピット 詳細図2 (P279)に明示する。
10-14	○【確認】P107 図ハ－Ⅱ－1：第2加工棟1階の位置、構造図でどこを変更したのか。	壁番号の範囲を示す線を、凡例では青線としているが、図面では黒線となっていたため適正化。	—	—	—

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(5回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
10-15	○【確認】P137 図ハ-2-1-1-1-1 第2加工棟工事概要図(1階)外部からの衝撃(竜巻)による損傷防止:1階平面図中の「扉改造 1-11【風圧】」、「南側防護壁【飛来】」、「北側防護壁【飛来】」「扉 1-1 袖壁」について、当該部位に他の安全機能を求められる場合、各機能図への記載の考え方を説明してください。	一の事象のために対策を実施したものが、二次的に他の事象に対する安全機能にも該当する場合は、二次的な事象の図面にも記載して、「○○対策と共通」と記載することになっている。 南側防護壁は竜巻飛来物に対する障壁として設置し、図ハ-2-1-1-1-1で竜巻対策として記載しているが、外部爆発から第2加工棟を防護する安全機能も二次的に確保できるため、図ハ-2-1-1-1-8の外部爆発の図面においても橙色の着色を行い、「竜巻対策と共通」と記載すべきであるが記載が漏れているため、補正で適切に修正する。なお、袖壁及び北側防護壁については、竜巻飛来物に対する障壁以外の安全機能は期待していない。	—	図ハ-2-1-1-1-1 第2加工棟 工事概要図(1階)外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(P139) 図ハ-2-1-1-1-5 第2加工棟 工事概要図(南立面図)外部からの衝撃(竜巻・落雷)による損傷の防止(P143) 大型搬入口扉防護増し打ち壁にも赤色の着色 図ハ-2-1-1-1-8、1-9及び2-2 第2加工棟 工事概要図・外部からの衝撃(爆発)による損傷の防止(P146、P147、P150) 南側防護壁にも橙色を着色 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様表 外部火災に南面1階A通り6-7間に設ける防護壁が外部火災の安全機能を有する旨追加(P26) 添2表1-1 第2加工棟 緊急設備 防護壁及び防護柵の星取りで第八条第2項人為事象の外部火災に黒丸を追加(P964) 技術基準規則への適合状況の説明 防護壁が外部火災の防護機能を有する旨追記(P1067)	図ハ-2-1-1-1-1 第2加工棟 工事概要図(1階)外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(P139) 大型搬入口扉防護増し打ち壁及び外壁1-10～外壁3-9は外部爆発対策として設置しているが、竜巻飛来物に対する障壁の機能も二次的に有するため、その旨を追記。
10-16	○【確認】P145 図ハ-2-1-1-1-9 第2加工棟 工事概要図:どこの設計を変更したのか。	設計の変更はなく、誤った図が記載されていたため、適正化を行った。	—	—	—

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	(5回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
10-17	第2加工棟の放射線管理施設について、放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査エリア及びシャワー室の設置に係る説明が申請書のどこで示されているか。説明すること。	第2加工棟には、第1種管理区域を設けるため、その出入口付近に汚染検査及び除染等を行う出入管理エリアを設ける。この旨の説明が不足していたため、補正申請にて第2加工棟の仕様表に追記するとともに、当該エリアに設置する出入管理、除染に係る放射線管理施設の設備・機器本体については、第5次申請にて適合性を確認する旨の記載を添付書類2 技術基準規則への適合状況の説明に追記する。	—	表ハ-2-1 第2加工棟仕様 (P35) 図ハ-2-1-5-7 (1) 第2加工棟 管理区域区分 (P330) 添2表1-1 本申請の対象とする加工施設に係る技術基準規則への適合性確認結果 (P963) 添2別表1-1-1 設計番号に対する設計仕様及び工事の内容 (P973) 技術基準規則への適合状況の説明 (P1122、P1123)	加工事業変更許可申請書に示した基本設計のうち、第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟の建物の設計で対応すべき項目について、ほかに記載が不足しているものがないことを確認した。
10-18	(耐震) P1278 モニタリングポスト No. 1、No. 2 本体、放射線監視盤本体の設計震度のベースとなる固有振動数は構造的にみて他設備と比べて高い。算定モデル、評価条件について説明のこと。	モニタリングポスト No. 1、No. 2 本体の評価は、申請書 P1271 の「(6) 積載物の高さによるモーメントの考慮」に記載した方法で行っている。設備の主架橋として、図チ-2-1 (2) (P660) に示す架台をモデル化し、架台上に固定された機器を、重心高さを考慮した仮想剛体としてモデル化し評価を行っている。放射線監視盤本体 (図チ-3-1 (P662)) についても同様である。	—	—	申請書内の記載に反映するところがないことを確認した。
10-19	(その他許可) P606 第5廃棄物貯蔵棟廃棄物保管区域仕様表のその他の許可で 99-F5 にドラム缶の F3 竜巻対応 (適合性説明書 P1137) に関する記載がない。また、P1359 参考資料 1 に空力パラメータが●●以上となる場合は床への固定対策を講じるとして図が示されているが、床面固定治具の仕様、強度、必要本数等はどこに示されているのか。説明のこと。	F3 竜巻対策はソフト対応のため記載しておらず、適合性説明において保安規定に定めることと記載しているが、地震対策と同様に本文仕様書のその他の許可で求める仕様に、竜巻対策の記載を補正にて追加する。 ただし、P1359 参考資料 1 は、許可申請書において放射性廃棄物保管に対する全般の説明のため、床への固定対策も含めていくつか対策を記載しているが、本申請の第5廃棄物貯蔵棟においては、ドラム缶を用いた固縛による飛散対策のみであり、床固定の対策は行わないため、固縛に関する記載のみ追記する。 また技術基準規則への適合状況の説明においても、参考資料 1 を引用した床固定の記載があることから、補正において記載を削除する。さらに、第5廃棄物貯蔵棟において金属容器での保管廃棄は行わないことから、合わせて記載を削除する。(仕様書には記載はない。) なお、加工事業許可申請書での被ばく評価においては、第5廃棄物貯蔵棟のドラム缶は全量放出としているため、竜巻対策は考慮していない。	—	表ト-5-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様 (P610) 技術基準規則への適合状況の説明 (P1143)	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	(5回目補正) 補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
10-20	(外部衝撃 竜巻) P1282、P1286 防護柵の飛来物評価に衝撃解析コード●●を用いて評価しているが、解析コードの適用実績、検証データ、適用バージョン等を示すこと。	P1288 補正にて適切に解析コードのバージョンまで記載する。 当該解析コードの検証については、簡易モデルによる理論解との比較を行い、解析コードの妥当性検証を実施している。また、P1305にも同様の記載漏れがあるため補正にて適正化を行う。	—	付属書類4 外部からの衝撃 (竜巻)による損傷の防止に関する基本方針書 (P1288)	付属書類6 外部からの衝撃 (外部火災・爆発)による損傷の防止に関する基本方針書 (P1305)
10-21	(試験、検査の項目及び検査の方法) P362 避雷針の作動検査に JIS A4201-1992 の記載があるが、JIS A4201-2003 が最新であり、JIS A4201-2003 とするのが適切ではないか。また作動検査としているが、接地抵抗の測定であり、性能検査とするのが適切ではないか。	技術基準規則への適合状況の説明 P1052 に示すように、第2加工棟の避雷針は、JIS A4201-1981 に適合するよう設置している。補足資料に示す平成17年7月4日国土交通省告示第650号から、避雷設備は JIS A4201-2003 に適合することが求められるが、JIS A4201-1992 に適合する設備は JIS A4201-2003 に適合するものとみなされることが附則されている。JIS A4201-1981 から JIS A4201-1992 の改正は、内容的な変更を伴うものではなく、国際単位系の単位 (SI 単位) への移行その他の形式的な改正が行われたものである (補足資料の2頁目にそれが記された公的文書の例を示す)。このことから、JIS A4201-1992 への適合確認をすることとしている。 JIS A4201-1992 には、接地抵抗が規定されている。既設避雷針の適合確認として、据付検査 (第一号検査) としての接地抵抗を確認することとする。	10-21	第ハ-3表 建物・構築物に係る試験、検査の項目及び検査の方法 (P367) 技術基準規則への適合状況の説明 (P1058)	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。
10-22	(試験、検査の項目及び検査の方法) P672 モニタリングポストに係る検査項目について、性能検査として警報の作動検査を挙げているが、このほか、仕様表に記載した測定範囲内で、正常に計測できることを確認する検査項目も必要ではないか。	モニタリングポストにガンマ線を照射したときの基準線量に対する指示値の指示誤差が許容範囲内であることを確認する検査を追加する。	—	図チ-1表 設備・機器に係る検査の項目 (P675) 図チ-2 設備・機器に係る検査の方法 (P676)	本申請においては、ほかに同様の検査を行う設備・機器はなく、水平展開が不要であることを確認した。

○雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第千四百二十五号)

改正 平成一七年 七月 四日国土交通省告示第六五〇号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の十五第一号の規定に基づき、雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を次のように定める。

雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件

雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法は、日本工業規格A四二〇一(建築物等の雷保護)一二〇〇三に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとする。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一七年七月四日国土交通省告示第六五〇号)

一 この告示は、平成十七年八月一日から施行する。

二 改正後の平成十二年建設省告示第千四百二十五号の規定の適用については、日本工業規格A四二〇一(建築物等の避雷設備(避雷針))一一九九二に適合する構造の避雷設備は、日本工業規格A四二〇一(建築物等の雷保護)一二〇〇三に規定する外部雷保護システムに適合するものとみなす。

消防予第 140 号
平成 4 年 7 月 1 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

避雷設備に係る日本工業規格の改正に伴う火災予防条例準則の運用について(通知)

避雷設備に係る火災予防上の規制については、「火災予防条例準則の一部改正について」(平成 3 年 9 月 30 日付け消防予第 198 号消防庁次長通知)により火災予防条例準則を改正するとともに、「改正火災予防条例準則の運用について」(平成 3 年 10 月 8 日付け消防予第 206 号消防庁予防課長通知。以下「206 号通知」という。)によりその運用について通知したところであるが、今般、下記のとおり、避雷設備に係る日本工業規格(以下「JIS」という。)が改正されたので、下記事項に十分留意のうえ、管下市町村における火災予防条例の運用が適切に行われるよう、よろしくご指導願いたい。

記

1 避雷設備に係る JIS(JIS A 4201)の改正

平成 4 年 3 月 13 日、避雷設備に係る JIS が改正され、「JIS A 4201-1992(建築物等の避雷設備(避雷針))」とされたが、これは、従前の「JIS A4201-1981」との間に内容的な変更を伴うものではなく、国際単位系の単位(SI 単位)への移行その他の形式的な改正が行われたものであること。

2 火災予防条例準則上の取扱い

避雷設備については、火災予防条例準則第 16 条第 1 項により消防長(又は市町村長)が指定する JIS に適合するものとしなければならないとされており、206 号通知により、前記 1 の JIS を指定すべきこととしていたところであるが、今回の JIS 改正に伴い、「-1981」の部分まで告示等による指定に含めている市町村にあっては、できるだけ速やかに、当該部分を「-1992」に改正する等の措置を講じることが適当であると考えられるものであること。